

平成23年度国民健康保険税の  
税率等改訂のお知らせ①

平成23年度から税率および限度額が  
引き上げになります

平成17年10月1日の市町村合併以降、大田原市の国民健康保険税の税率等は、平成20年4月に後期高齢者医療制度がスタートしたことに伴う後期高齢者支援金等分の創設、平成21年度から課税方式を4方式(所得割+資産割+均等割+平等割)から2方式(所得割+資産割)に改めるなど、課税総額を増額する改定はありませんでした。

しかしながらこの度、国民健康保険事業費特別会計の収支がひつ迫状態となり、やむを得ず平成23年度の国民健康保険税率および課税限度額を引き上げます。

■医療費は年々伸びています

大田原市の国民健康保険事業費特別会計にあつては、高齢化の進展により一人当たりの医療費は年々伸びているなか、平成22年度には診療報酬がプラス改定されて医療費が急激に伸びています。(平成22年度11月診療分までの実績では、対前年比7・8%の伸び2億5千万円の増加)

平成23年度以降についても医療の高度化や高齢者の増加により医療費は伸び続けるものと見込まれます。(図1参照)

図1

(単位円)

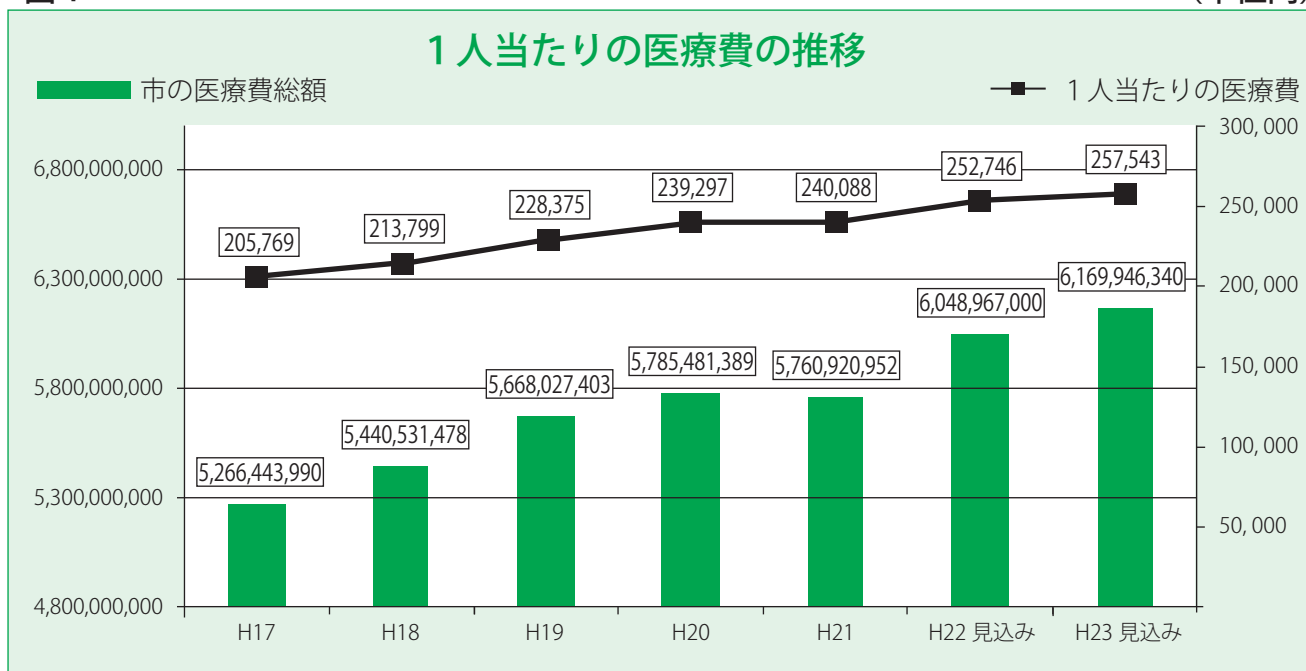
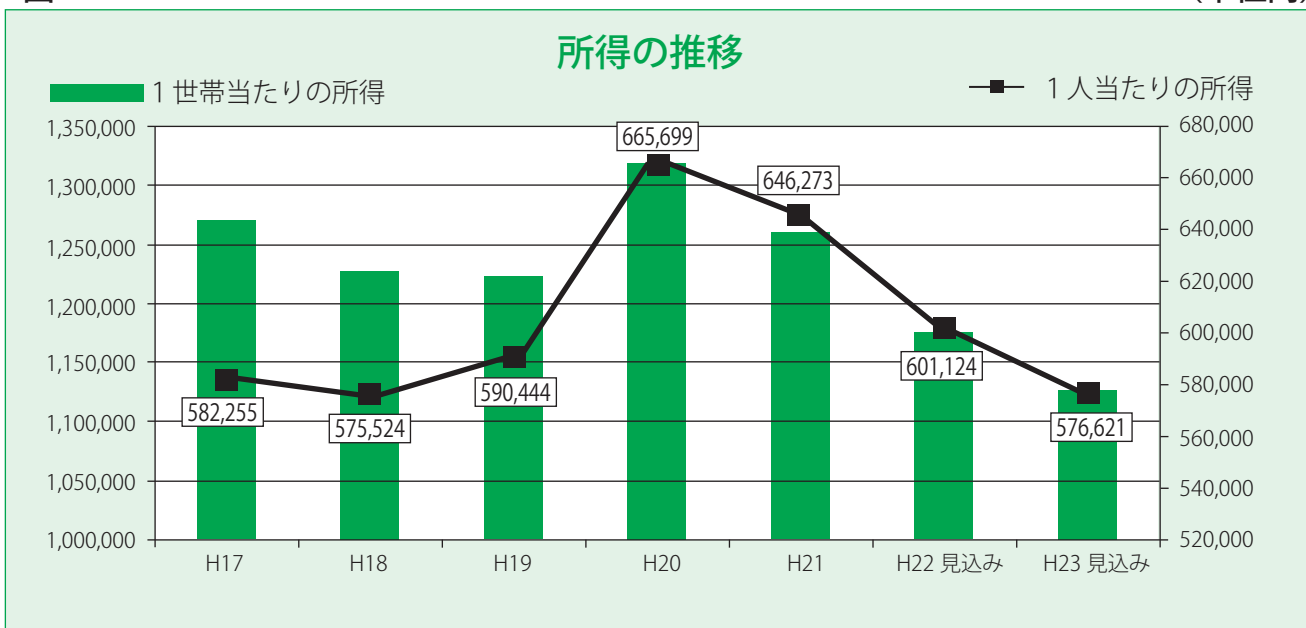


図2

(単位円)



■調定額(国保税収)は減少

一方、国民健康保険は社会保険等と比べて高齢者や低所得者が多いなか、経済の低迷により所得の落ち込みが顕著であったため(図2参照)、平成22年度の国民健康保険税の税収は当初予算額を1億4千万円も大きく下回ってしまいました。

そのため、医療費の急激な伸びと相まって税収不足が生じる見込みとなり、国民健康保険の財政調整基金の取り崩しと併せて税率および課税限度額の引上げが必要となりました。

■税率改定が必要です

国民健康保険の財政は、医療費から国・県等の補助金を差し引いた残りを国民健康保険税で賄っています。

また、医療負担の比較的小ない協会けんぽや健康保険組合、共済組合の被保険者の保険料の一部を65歳から74歳までの高齢者(前期高齢者)の占める割合が多い国民健康保険に対して交付する仕組み(前期高齢者交付金)となっており、これら社会保険等の加入者の方からの支援も受けています。

医療費が伸びれば、国・県等の補助金も増えますが、同時に国民健康保険に加入している被保険者一人ひとりの負担(国民健康保険税)も増えることとなります。

なお、今回の税率改定に当たっては、急激な負担増を抑えるため、国民健康保険の財政調整基金を取り崩します。

大田原市の国民健康保険の財政を支えるのは、国・県・市の負担と前期高齢者負担金、そして国民健康保険被保険者一人ひとりの国民健康保険税です。

なお、国民健康保険の収支が赤字となってしまう場合に、一般会計から赤字分を繰入れ(法定外繰入れ)補てんすることは、国民健康保険の加入者が最大限の努力をしても運営が困難となり、社会保険加入の方々にも福祉対策として理解をいただいたときに初めて可能となります。

自分たちの医療費は自分たちが負担することが医療保険制度の基本です。

国民健康保険に加入している皆様のご理解とご協力をよろしくお願ひします。

※「平成23年度国民健康保険税の税率等改定のお知らせ」は、3回シリーズで掲載する予定です。

■問い合わせ

国保年金課賦課係  
TEL (23) 8792



【大田原市国民健康保険税率等】

| 項 目                             |       | 内 容                              | 改定前       | 改定後             | 比較増減    |
|---------------------------------|-------|----------------------------------|-----------|-----------------|---------|
|                                 |       |                                  | (平成 22 年) | (平成 23 年)       |         |
| 医療給付費分<br>(すべての被保険者)            | 所得割額  | 加入者の前年の所得に応じ計算します。               | 6. 9%     | <b>8. 9%</b>    | 2. 0%   |
|                                 | 均等割額  | 加入者1人当たりの金額です。                   | 37,000円   | <b>41,000円</b>  | 4,000円  |
|                                 | 課税限度額 |                                  | 470,000円  | <b>500,000円</b> | 30,000円 |
| 後期高齢者<br>支援金等分<br>(すべての被保険者)    | 所得割額  | 加入者の前年の所得に応じ計算します。               | 1. 8%     | <b>2. 4%</b>    | 0. 6%   |
|                                 | 均等割額  | 加入者1人当たりの金額です。                   | 11,000円   | <b>11,000円</b>  | 0円      |
|                                 | 課税限度額 |                                  | 120,000円  | <b>130,000円</b> | 10,000円 |
| 介護納付金分<br>(40歳以上65歳<br>未満の被保険者) | 所得割額  | 加入者の前年の所得に応じ計算します。               | 1. 6%     | <b>2. 3%</b>    | 0. 7%   |
|                                 | 均等割額  | 加入者1人当たりの金額です。                   | 13,000円   | <b>15,000円</b>  | 2,000円  |
|                                 | 課税限度額 |                                  | 90,000円   | <b>100,000円</b> | 10,000円 |
| 参考(計)                           | 所得割額  |                                  | 10. 3%    | <b>13. 6%</b>   | 3. 3%   |
|                                 | 均等割額  |                                  | 61,000円   | <b>67,000円</b>  | 6,000円  |
|                                 | 課税限度額 |                                  | 680,000円  | <b>730,000円</b> | 50,000円 |
| 低所得世帯に対する軽減                     |       | 世帯の所得に応じ、均等割額の7割・5割あるいは2割を軽減します。 | 均等割額      | 均等割額            |         |